

○一般競争入札方式の実施について（抄）
 （平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）

改 正 案	現 行
<p>1 対象工事 本手続の対象工事は、1件につき予定価格が<u>5億8千万円</u>以上の工事とするものとする。</p> <p>2～19 （略）</p> <p>別記様式 （略）</p> <p>別添1、別添2 （略）</p> <p>別記様式1～別記様式4 （略）</p>	<p>1 対象工事 本手続の対象工事は、1件につき予定価格が<u>6億9千万円</u>以上の工事とするものとする。</p> <p>2～19 （略）</p> <p>別記様式 （略）</p> <p>別添1、別添2 （略）</p> <p>別記様式1～別記様式4 （略）</p>

○一般競争入札方式の拡大について（抄）
（平成17年10月7日付け国地契第80号）

改 正 案	現 行
<p>1 対象工事及び実施方針 (1) 本手続は、別に定めるところによる総合評価方式の拡充や入札ボンドの導入など不良・不適格業者の排除等を図るための条件整備を行いつつ、平成19年度中には1件につき予定価格が1億円以上の工事に、平成20年度中には予定価格が6千万円以上の工事にまで拡大して適用することとする（予定価格が<u>5億8千万円</u>以上の工事を除く。）。 (2) (略) (3) 上記の規定にかかわらず、機械設備工事（「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第3第19号に掲げる機械設備工事をいう。）のうち水門設備に係るものについては、平成19年度当初から原則としてすべての工事に本手続を適用する（予定価格が<u>5億8千万円</u>以上の工事を除く。）。</p> <p>2～17 (略)</p> <p>別添1、別添2 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>別記様式1～別記様式5 (略)</p>	<p>1 対象工事及び実施方針 (1) 本手続は、別に定めるところによる総合評価方式の拡充や入札ボンドの導入など不良・不適格業者の排除等を図るための条件整備を行いつつ、平成19年度中には1件につき予定価格が1億円以上の工事に、平成20年度中には予定価格が6千万円以上の工事にまで拡大して適用することとする（予定価格が<u>6億9千万円</u>以上の工事を除く。）。 (2) (略) (3) 上記の規定にかかわらず、機械設備工事（「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第3第19号に掲げる機械設備工事をいう。）のうち水門設備に係るものについては、平成19年度当初から原則としてすべての工事に本手続を適用する（予定価格が<u>6億9千万円</u>以上の工事を除く。）。</p> <p>2～17 (略)</p> <p>別添1、別添2 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>別記様式1～別記様式5 (略)</p>